

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

〇

福島県報

目次

規則

- 福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則
○福島県屋外広告物条例施行規則の

- 一部を改正する規則
○風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
福島県病院局
○福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

規則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則、福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則及び風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十六日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第七号

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則(昭和四十四年福島県規則第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項、第十五条、第十六条、第十七条第一項及び第二項並びに第十八条中「知事」を「福島県立テクノアカデミーの長」に改める。

第五号様式から第七号様式まで及び第九号様式中「監事通知書」を「監事通知書」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(産業人材育成課)

福島県規則第八号

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福島県屋外広告物条例施行規則(昭和六十一年福島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項第一号及び第二号を次のように改める。

一 登録申請者が個人であるときは、次のアからウまでに掲げる場合に依り、当該アからウまでに定める書類

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 登録申請者の略歴書(様式第十五号の二)

イ 登録申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が個人である場合 登録申請者及びその法定代理人の略歴書

ウ 登録申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人である場合 登録申請者及びその法定代理人の役員(条例第二十三条の二第一項第三号に規定する役員をいう。以下同じ。)の略歴書並びに当該法定代理人の登記事項証明書

二 登録申請者が法人であるときは、次のアからウまでに掲げる場合に依り、当該アからウまでに定める書類

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 登録申請者の登記事項証明書及びその役員

の略歴書

イ 役員が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が個人である場合 登録申請者の登記事項証明書並びに役員及び法定

代理人の略歴書

ウ 役員が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人である場合 登録申請者の登記事項証明書、役員及びその法定

代理人の略歴書並びに当該法定代理人の登記事項証明書

第十六条第五項第一号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第二号中「住所」

を「所在地」に改め、同項第五号中「第三項第一号」の下に「又は第二号」を加え、同

条第七項第一号中「個人」の下に「(当該申請者及び届出者が屋外広告業に関して成年者

と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、当該申請者及び届出者並びにその法定代理人(当該法定代理人が個人である場合に限り。を含む。)」を加え、同項

第二号中「法人である場合」を「申請者又は届出者が法人である場合又はその者が屋外

広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合における法定代

理人が法人であるとき」に改める。

様式第十四号中「(業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者)」を削り、

第21条第2項中「かかわらず、」の次に「月の末日又は」を加える。
第145条第1項中「行わなければならない」を「行うことができる」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(病院総務課)